

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、福山市が発注する福山市民病院連携医療機関外来予約システム導入業務に係る公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格、及びその資格審査に係る申請手続などについて定めたので、同条第 2 項並びに令第 167 条の 6 第 1 項及び福山市民病院契約規程（平成 26 年病院事業管理規程第 25 号。）第 4 条において準用する福山市契約規則（昭和 41 年規則第 13 号。以下「規則」という。）第 27 条の規定により公告します。

2026 年（令和 8 年）8 月 12 日

福山市病院事業管理者 高 倉 範 尚

1 業務概要

- （1）業 務 名 福山市民病院連携医療機関外来予約システム導入業務
- （2）業 務 場 所 福山市民病院及び当院が指定する場所
- （3）業 務 内 容 「福山市民病院連携医療機関外来予約システム導入業務公募型プロポーザル仕様書」7.（1）に定める
- （4）業務履行期間 契約締結日から 2026 年（令和 8 年）12 月 31 日までとする。

2 見積限度額

見積限度額の上限は 550,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、参加申込をする時点で、次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- （2）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更正手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- （3）本業務の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- （4）福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- （5）国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号のいずれにも該当しない者であること。
- （7）医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項の規定に該当する病院のうち、一般病床が 200 床以上の病院において、契約実績が複数ある者であること。
- （8）一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が制定する「プライバシーマー

ク」又は「I S M S 適合性能評価制度」の認定を受けていること。

4 参加申込の手続等

(1) 担当課

〒721-8511 福山市蔵王町五丁目23番1号

福山市民病院 経営企画部 医事課

電話番号：084（941）5151 Fax 番号：084（941）5159

E-mail：shibyou-iji2@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	8月12日（水）
実施要領等の配付期間	8月12日（水）から8月31日（月）まで
質問書受付期間	8月12日（水）から8月26日（水）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	8月27日（木）市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	8月12日（水）から8月31日（月）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	9月2日（水）
企画提案書の受付期間	9月2日（水）から9月25日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	9月30日（水）午後1時30分から順次
企画提案書の選定通知	10月1日（木）

※すべて2026年（令和8年）とする

(3) 実施要領等配布場所

(1) に同じ。

※福山市ホームページ（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>）からもダウンロード可能。

(4) 実施要領等に係る質問方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式9）により（1）へ電子メールで提出すること。なお、電話、FAX、来訪による口頭又は持参での質問及び提出期限を過ぎた場合の質問は受け付けない。（提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。）

(5) 参加申込書の提出者がいない又は1者のみの場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

5 企画提案書の評価及び評価基準

別紙1「福山市民病院連携医療機関外来予約システム導入業務プロポーザルヒアリング評価項目」
参照

6 受注候補者及び次順位者の特定

(1) 評価委員会における評価が高い順に、本業務の受注候補者1者及び次順位者1者を特定する。

(2) 評価点が同点になった場合の取扱いは、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより

受注候補者を決定する。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、改めて見積書を徴し、随意契約の手続きにより契約を締結する。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と発注者との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が企画提案書で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の見積限度額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと福山市病院事業管理者が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると福山市病院事業管理者が認めた場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (7) プレゼンテーションに正当な理由がなく参加しなかった場合
- (8) その他発注者の指示に違反する場合

9 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断する。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できない。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにヒアリング等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属する。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をする場合がある。
- (9) 提出者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替又は再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公

開請求の対象となる。

- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式10）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定する。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約を解除できるものとする。この場合、発注者に生じた損害は受注者が賠償する。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して発注者は一切の責任を負わない。
- (17) 提出者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。